

令和3年度最高裁判所総合評価審査委員会（第1回） 議事概要

開催日及び場所	令和3年6月8日（火） 最高裁判所，明海大学，工学院大学，明治学院大学
委員	委員長 中城康彦（明海大学不動産学部教授） 委員 遠藤和義（工学院大学建築学部教授） 伊室亜希子（明治学院大学法学部教授）
委員からの意見・ 質問及びそれに対する 回答等	別添のとおり

(別添)

1 (工事) 総合評価落札方式技術提案評価型S型(WTO)の評価結果について
大阪高地簡裁庁舎本館耐震改修2期工事

- (1) 工事概要及び評価結果について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

ネットワークカメラによる安全監視について、設置した際の死角の有無、設置台数や設置場所の制約などを踏まえ、適切な監視が実施できるのか確認したい。また、VRによる安全教育について、従来の手法と比較してどの程度の効果があるのか確認したい。

【事務局】

ネットワークカメラについては、設置台数にもよるが巡回監視と比較して、常時監視ができる点において効果があるものと判断した。VRについては、口頭や書面での教育あるいはビデオ視聴での教育と比較して、想定される様々な危険性が疑似体験できる点において効果が高いと判断した。

【委員】

この提案については、効果について疑問を持たれないよう、履行状況と有効性について確認しておくことが必要である。

【委員】

提案に記載された以上のことは不明だが、よい効果が期待できるとの判断で加点評価したものと理解した。この提案が採用された場合には結果のフィードバックをお願いしたい。

【事務局】

了解した。

【委員】

ネットワークカメラによる監視とVRによる安全教育について、あくまでも通常のやり方に加え、プラスアルファとして実施するのであれば有効と評価して問題ないと考える。

【委員】

説明図表では、担当者が一人張付いて監視するようだが、何十台ものカメラを一人で監視できるのか疑問である。どの程度の時間や頻度で監視するイメージなのか確認したい。

【事務局】

提案の中に常時監視する旨の記載があるため、同一人物かどうかは不明だが、カメラを切り替えながら、常に監視を行う者を配置するものと理解している。

【委員】

了解した。議事1については評価どおりの結果とする。

2 (業務) 簡易公募型プロポーザル方式の評価テーマの設定について
鳥取地家簡裁庁舎新営実施設計業務

- (1) 計画概要及び評価テーマの設定について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

外構計画について、敷地周囲の石垣を残す方針との説明であるが、これまでの経緯について確認したい。写真で見る限り前面道路の歩道が狭く歩行者の通行が気になるところであるが、石垣をセットバックすることで解消できるのではないかな。

【事務局】

明確な時代は不明だが、かつては武家屋敷だった土地を明治以降から裁判所敷地として所有しており、それ以前の石垣と思われる。前面道路については、拡幅により反対側にも歩道が整備されており、歩行者への安全性は確保できているものとする。裁判所側への拡幅については、敷地境界の高低差を解消することが課題となる。

【委員】

交差点の中に敷地への進入路が計画されているが、申請時に指摘を受けるのではないかな。

【事務局】

進入路としては、信号が設置される前から存在しているもので、裁判所側への右折信号が設置されており、安全上の支障はないとする。関係官署とは、現状を前提とした協議を進める予定である。

【委員】

了解した。

【委員】

環境配慮テーマの次点案について、施工方法を求める記載があるが、実施設計者の選定段階で施工方法を認めると、施工者の選定段階で提案の採否に支障となるのではないかな。

【事務局】

環境配慮として二酸化炭素削減に資する設計を行うにあたり、施工方法を含めた提案もありえると考えて設定したが、施工者の提案範ちゅうにまで踏み込むつもりはないので、表現方法を検討する。

【委員】

どのような表現が適切であると考えられるか。例えば「施工方法」という表現に変えて、「構法」としてはどうか。

【委員】

実施設計は出来形を規定する提案を求めることから、「構法」という表現も選択肢の一つとして検討されたい。

【事務局】

了解した。

【委員】

一般的なテーマである周辺景観との調和という観点から、敷地正面の松について、何らかの提案を求めることになるのかな。

【事務局】

この松は裁判所設置当時からのものであり、近隣住民も高い関心を示していることから、現状のまま保存することになる。

【委員】

了解した。

【委員】

智頭街道からの眺望として、庁舎の配置がシンメトリーではなくなることについて、象徴的な松の配置も含めて、近隣住民からの反応に対する配慮は考えているのか。

【事務局】

庁舎の配置は、計画の段取り上やむを得ないところであるが、エントランスを松の軸線上に配置することで近隣への景観に配慮した。その他のしつらえについては、実施設計において設計事務所の技術を活用したいと考えている。

【委員】

了解した。議事2の審議は以上とする。

3 (業務) 簡易公募型プロポーザル方式の評価テーマの設定について

佐賀地家簡裁庁舎新営実施設計業務

- (1) 工事概要及び評価テーマの設定について説明
- (2) 委員からの主な意見は以下のとおり

【委員】

水路について、写真で見える限り大事にされておらず、過去の水害等の経緯も踏まえると、地域での文化的価値の評価は低いものと思われる。現代的な視点から捉えた場合、もう少し大事に扱われてもよいのではと思われることから、水路に対する捉え方として、問題点としてではなく、前向きに活かす方向で検討すべきと考える。

【事務局】

管理する市の方針により、水路には手を付けられないため、流れを変えるような対応はできない。

【委員】

水路を移動させるという話ではなく、水路の取り扱い方と提示内容が不十分であるため、それを明確にされたい。

【事務局】

現在の状況を残しつつ、水路をうまく活かす提案を求めたいと考えている。

【委員】

水路を考慮するという評価テーマについて、具体的に何を求めるのかイメージが伝わらないので説明されたい。

【事務局】

橋の設計手法や、水路に近いドライエリア付近の設計手法についての考え方を求めるものである。

【委員】

配置図に示されたハッチング部分は何を示しているのか

【事務局】

機械室へ機器を搬入するために重機を駐車させるエリアである。

【委員】

水路の下に地下通路を通すことになるのか。

【事務局】

水路を跨いでドライエリア内へ降ろすことになる。

【委員】

そのためにあえて占用許可を得るのかは疑問であるが、そもそも、橋についてどこまで仕様が定まっているのか。歩道橋はスロープで迂回させるため長い動線となっているが、設計としてどこまでが提案範囲で、どの程度のアレンジが可能なのか説明されたい。

【事務局】

橋の構造は決めておらず、車用として2本、歩行者用として1本を設置することになる。

【委員】

基本設計に基づいて実施設計を行うというルールであったと考えているが、この橋については自由に提案できることになるのか。

【事務局】

橋の仕様は、発注の際に提案範囲を明確にしていきたいと考える。

【委員】

提案の範囲が異なって伝わると、後にクレームの対象になることもあるので、情報開示の際には工夫が必要である。特に水路廻りについては、駐車場と庁舎の間を往復する際に、2回も目にする事になり、管理不十分な水路を隠すために植栽を設置するなどの提案が予想されるが、それが認められるのかどうか、提案可能な範囲について検討が必要と考える。

【委員】

来庁者の多くは駐車場からこの水路を見ながら、庁舎裏側を經由して建物にアクセスすることになり、このエリアの印象が建物のイメージに影響してくるものとする。そのため、水路に対して敷地を分断する邪魔者や障害として捉えるのではなく、そこを気持ちよく通行するための要素として捉え、前向きな発想で提案を求めることがよいのではないかと考える。

【事務局】

現状の案は、水路に対してネガティブな発想に基づくテーマ設定となっているが、本日の指摘を受け、水路の扱い方について前向きな発想でのテーマ設定とし、提案範囲の条件も整理した上で公示したいと考える。

【委員】

まとめると、一般的なテーマの設定について、設計者からより良い提案を受けるため、水

路の存在を前向きな発想で捉え，魅力的な空間を求めるよう整理すること。環境配慮のテーマについて，鳥取と同様に，次点案の「施工方法」という記載について再検討すること。議事3の審議は以上とする。

(議事終了)